

## 評議員選定委員会規則

### (総 則)

第1条 定款第 11 条 1 項にもとづき、評議員の選任及び解任を行うため、当財団に評議員選定委員会(以下「委員会」とする)を設置する。

### (評議員の選任等)

第2条 評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

### (構成等)

第3条 委員会は、評議員である委員2名、監事である委員1名、定款第 11 条2項に規定する外部委員2名の合計5名で構成する。

2 前項の委員(以下「委員」とする)は、理事会において選任する。

3 委員長は、委員の互選によって選出される。ただし、委員長が辞任又は退任したとき、委員の過半数が交替したときは、その後初めて開催される委員会において、互選により委員長を選出する。

### (決 議)

第4条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は定めない。ただし、評議員又は監事である委員は、評議員又は監事を退任又は辞任したときは、委員を退任する。

2 委員は、辞任又は退任した後においても、第3条1項に定める定員に足りないときは、新たに委員が選任されるまでは、なお委員としての権利義務を有する。

### (委員会の招集・議長)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長を欠いているときは、必要に応じて各委員が招集する。

2 前項の招集は、開催日の1週間前までに、各委員に対し、会議の日時、場所、目的事項等を記載した書面を通知することにより行なう。

3 前各項の規定にかかわらず、委員会は、委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

### (報 酬)

第7条 委員は、無報酬とする。

### (議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成し、出席委員が記名押印する。

### (改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

### (附 則)

改正規則は、令和3年5月21日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成21年 4月27日

改正 平成21年10月27日

改正 平成26年 2月26日

改正 令和 3年 5月21日